

公立大学法人埼玉県立大学職員の懲戒に関する規程

平成22年4月1日
規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「就業規則」という。）第46条第3項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の懲戒に関して必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の原則)

第2条 懲戒処分は、同一の規律違反行為に対して、重ねて行うことはできない。

(懲戒処分の基準)

第3条 懲戒処分の基準は、別に定める。

(違反行為の目的不実現)

第4条 違反行為の目的を完全に達し得なかった場合でも、そのことを理由にその責任を免れることはできない。

(職員に係る懲戒処分の対象となる行為の調査)

第5条 理事長は、職員について、就業規則第45条に定める懲戒の事由のいずれかが存在すると思料する場合には、学長を通じて、教員については学部長、研究科長又は各センター長に、事務職員については事務局長に当該懲戒の事由に係る事実の調査を行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学部長、研究科長、各センター長又は事務局長（以下「学部長等」という。）は、所属する職員について、懲戒の事由のいずれかが存在すると思料する場合には、当該懲戒の事由に係る事実の調査を行うことができる。この場合には学部長等は、遅滞なく学長を通じ理事長に調査の開始を申し出て、その承認を得るものとする。

3 前2項の規定により調査を行った学部長等は、遅滞なくその結果について学長を通じ理事長に報告しなければならない。

(審査の手続き)

第6条 理事長は、前条第3項の規定により報告を受けた調査の結果に基づき、当該職員に対して懲戒処分を行うことが適当であると思料する場合には、教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対し審査を行わせるものとする。

2 理事長は、懲戒の事由に係る事実の性質上、学部長等に調査を行わせることが不適當である場合又は懲戒の事由に係る事実の内容が極めて明白である場合には、前条に定める学部長等による調査を経ることなく、直ちに人事委員会に審査を行わせることができる。

(人事委員会における審査)

第7条 人事委員会は、前条の規定により審査の指示を受けたときは、当該審査並びに懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合の量定の案の決定を行うものとする。

2 人事委員会が審査を行うときは、対象となる職員に対し、書面又は口頭により弁明をする機会を与えるものとする。

3 人事委員会は、審査を行う場合において、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

4 人事委員会が懲戒の事由に係る事実の性質上学部長等に調査を行わせることが不適當である場合に該当するものとして前条第2項の規定により審査の指示を受けたときは、人事委員会は懲戒の事由に係る事実の調査を行うことができる。

(懲戒処分の決定)

第8条 職員の懲戒処分は、前条に定める人事委員会の審査を経て、理事長がこれを行う。

(懲戒処分書の交付)

第9条 懲戒処分は、職員に、別記様式による懲戒処分書を交付して行う。

2 前項の懲戒処分書の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

3 懲戒の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生する。

(不服申立て)

第9条の2 懲戒処分を受けた職員は、その懲戒の種類及び内容等について不服がある場合には、理事長に対し1回に限り書面により不服申立てを行うことができる。

2 理事長は、前項の不服申立てがあった場合には、人事委員会に対し再審査を行わせるものとする。

3 第7条の規定は、前項の再審査について準用する。

4 理事長は、第2項の再審査に基づき、不服申立ての内容について判断し、その結果を当該申立者に対し通知する。

5 第1項の不服申立てをする場合は、懲戒処分書の交付があった日の翌日から起算して2週間以内に行わなければならない。

(減給の方法)

第10条 就業規則第46条第2号に規定する減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

2 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

(期間の計算)

第11条 就業規則第46条第3号に定める停職期間の計算は、暦日計算による。

2 前項の期間の起算は、処分の効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

(懲戒処分前の就業制限)

第12条 違反行為者に対して懲戒処分が決定するまでの間、理事長は当該職員に対して他の職務に就かせ、又は就業を制限し、謹慎を命ずることができる。謹慎した場合は、平均賃金の100分の60に相当する額を休業手当として支給し、その間の給与は支給しない。

(懲戒処分の公表)

第13条 理事長が懲戒処分を行った場合には、次の各項の基準により公表する。ただし、被害者等が公表しないことを求めている場合及び過失による交通事故（死亡事故を除く）の場合には、処分の公表を行わないものとする。

2 公表する内容は、原則として、次の各号のとおりとする。ただし、公表することにより処分された職員が特定される場合は、その一部を公表しないことができる。

一 事件の概要

二 所属名

三 職位

四 年齢

五 性別

六 処分年月日

七 処分内容

3 次の各号に掲げる場合は、原則として氏名を公表する。

一 懲戒解雇の場合

二 その他、本人の重大な法令違反や非行の場合で、社会に及ぼす影響の著しい事案

4 公表は、処分後速やかに行う。

(その他)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式（第9条関係）

懲戒処分書

氏名		所属名	
職名		職務の級号給	
<p>(処分の内容)</p> <p>公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則第〇条第〇項の規定により、 〇〇とする。</p> <p>(処分の理由等)</p>			
(発令日)		(交付日)	
年 月 日		年 月 日	
公立大学法人埼玉県立大学理事長 氏 名 印			
<p>教 示</p> <p>○ 不服申立てについて この処分について不服がある場合は、この懲戒処分書の交付があった日の翌日から起算して2週間以内に、理事長に対して不服申立てをすることができます。</p>			